

# 財務諸表

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	科 目	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)
<b>■資産の部</b>			<b>■負債の部</b>		
現 金	1,162	1,483	貯 金	2,325,313	2,392,380
預 け 金	1,064,102	1,138,585	当 座 貯 金	9,844	16,485
系 統 預 け 金	1,063,868	1,138,334	普 通 貯 金	40,526	46,724
系 統 外 預 け 金	234	250	貯 蓄 貯 金	102	101
<b>金 銭 の 信 託</b>	<b>32,427</b>	<b>44,632</b>	通 知 貯 金	9,303	12,350
有 価 証 券	1,031,776	1,026,689	別 段 貯 金	9,079	10,216
国 債	564,188	537,898	定 期 貯 金	2,255,986	2,306,017
地 方 債	74,836	76,348	定 期 積 金	470	485
社 債	132,564	116,377	譲 渡 性 貯 金	10,770	1,500
外 国 証 券	150,867	163,128	借 用 金	55,000	55,000
株 式	7,051	11,477	代 理 業 務 勘 定	31	19
そ の 他 証 券	102,268	121,459	そ の 他 負 債	3,911	3,989
貸 出 金	349,052	361,015	資 産 除 去 債 務	86	88
手 形 貸 付	11,423	11,237	未 払 費 用	2,733	2,801
証 書 貸 付	236,677	249,036	そ の 他 の 負 債	1,091	1,100
当 座 貸 越	28,366	24,794	諸 引 当 金	7,206	7,407
金 融 機 関 貸 付	71,693	75,174	相 互 援 助 積 立 金	5,862	5,948
割 引 手 形	891	773	賞 与 引 当 金	81	80
そ の 他 資 産	5,021	5,232	退 職 給 付 引 当 金	1,231	1,333
未 収 収 益	2,819	2,834	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	31	44
そ の 他 の 資 産	2,201	2,397	繰 延 税 金 負 債	13,799	20,788
有 形 固 定 資 産	1,856	1,826	債 務 保 証	3,322	2,964
建 物	623	589	負 債 の 部 合 計	2,419,354	2,484,051
土 地	1,068	1,068	<b>■純資産の部</b>		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	165	169	出 資 金	42,809	45,623
無 形 固 定 資 産	122	77	(うち後配出資金)	(30,078)	(32,608)
ソ フ ト ウ ェ ア	113	68	回 転 出 資 金	9,413	11,456
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	9	9	資 本 準 備 金	0	0
外 部 出 資	116,008	116,045	再 評 価 積 立 金	31	31
系 統 出 資	114,304	114,301	利 益 剰 余 金	83,902	90,546
系 統 外 出 資	1,178	1,218	利 益 準 備 金	35,400	37,600
子 会 社 等 出 資	525	525	そ の 他 利 益 剰 余 金	48,502	52,946
債 務 保 証 見 返	3,322	2,964	経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	4,800	7,800
貸 倒 引 当 金	△ 8,649	△ 7,694	特 別 積 立 金	31,000	31,000
			当 期 未 処 分 剰 余 金	12,702	14,146
			(うち当期剰余金)	(10,578)	(11,778)
			会 員 資 本 合 計	136,157	147,659
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40,692	59,148
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	40,692	59,148
			純 資 産 の 部 合 計	176,849	206,808
資 産 の 部 合 計	2,596,203	2,690,859	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,596,203	2,690,859

## ●損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成25年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	平成26年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
経常収益	36,548	41,489
資金運用収益	26,980	28,827
(うち預け金利息)	(5,272)	(5,103)
(うち有価証券利息)	(8,492)	(9,058)
(うち引当金)	(13,211)	(14,662)
役務の提供	256	262
その他の経常収益	5,130	7,886
(うちその他の経常収益)	4,180	4,511
(うちその他の経常収益)	(785)	(1,516)
経常費用	25,890	29,809
資金調達費用	14,136	14,355
(うち貯蓄金利息)	(13,681)	(13,893)
(うち引当金)	395	405
(うち引当金)	5,195	8,178
(うち引当金)	4,047	4,103
(うち引当金)	2,116	2,766
(うち引当金)	(40)	(13)
(うち引当金)	(1,416)	(2,665)
経常利益	10,657	11,679
特別利益	-	0
特別損失	0	0
税引前利益	10,656	11,679
法人税	6	6
法人住民税	72	△105
法人住民税等	78	△99
当期繰越剰余金	10,578	11,778
当期首繰越剰余金	2,123	2,439
会計方針の変更による累積的影響額	-	△70
会計方針の変更を反映した当期首繰越剰余金	-	2,368
当期末処分剰余金	12,702	14,146

- (注) 1. 資金運用収益の「(うち預け金利息)」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。  
2. 資金調達費用の「(うち貯蓄金利息)」には、支払奨励金が含まれています。

## ●剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成25年度	平成26年度
当期末処分剰余金	12,702	14,146
剰余金処分額	10,262	10,340
利益準備金	2,200	2,400
任意積立金	3,000	2,800
経営基盤安定化積立金	3,000	2,800
出資配当金	830	840
普通出資に対する配当金	381	381
後配出資に対する配当金	448	458
事業分量配当金	4,232	4,300
次期繰越剰余金	2,439	3,806

- (注) 1. 出資配当率 平成25年度 平成26年度  
①普通出資配当率 3.0% 3.0%  
②後配出資配当率 1.5% 1.5%
2. 事業分量配当金の分配の基準  
①普通特配  
中途解約を除く1カ年定期貯金の計算期間平均残高から、当座貸越、1カ年定期貯金担保手形貸付及び地方公共団体等貸付原資(平成17年4月28日制定の「地方公共団体等転貸資金貸出要項」によるものを除く。)の期間中平均残高を控除した額に対し  
平成25年度 平成26年度  
0.11% 0.11%
- ②特別特配  
ア. 対象  
長野県JAバンク支援制度加入農業協同組合  
イ. 対象貯金  
普通特配と同じ  
ウ. 配当率 平成25年度 平成26年度  
0.09% 0.09%
3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。  
経営基盤安定化積立金  
①目的  
一層の自己資本の充実とJAの経営安定化等県下信用事業の基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えて積み立てる。  
②積立目標額  
特別積立金の残高に達するまでの額  
③取崩基準  
総会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩すことができる。

# ●平成25年度 注記表

## 1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
  - ・売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・その他有価証券
    - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しております。
 

建物	定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～50年であります。	
建物以外	定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は3年～60年であります。	
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
  - ① 貸倒引当金
 

貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しております。

すべての債権は、資産自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,245百万円であります。
  - ② 賞与引当金
 

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
  - ③ 退職給付引当金
 

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

また、数理計算上の差異の処理方法は、その発生年度において全額費用または収益処理しております。
  - ④ 役員退職慰労引当金
 

役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しております。
  - ⑤ 相互援助積立金
 

相互援助積立金は、「長野県」Aバンク支援制度要綱に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (10) 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (11) 消費税等の会計処理
 

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

## 2. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,275百万円であります。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。
 

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	1百万円	－百万円	1百万円
オペレーティング・リース	36百万円	35百万円	71百万円
- (3) 貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券2,778百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。
- (4) 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に15,360百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権、金銭債務の総額は、次のとおりであります。
 

子会社等に対する金銭債権の総額	50百万円
子会社等に対する金銭債務の総額	4,723百万円
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額該当ありません。
- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額は28百万円、延滞債権額は10,613百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (8) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は73百万円あります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は119百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,834百万円あります。なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (11) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は891百万円あります。
- (12) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、104,229百万円あります。
- (13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金51,970百万円が含まれております。
- (14) 借入金は、すべて他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

### 3. 損益計算書に関する事項

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 5百万円   |
| うち事業取引高             | 5百万円   |
| うち事業取引以外の取引高        | -百万円   |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 455百万円 |
| うち事業取引高             | 455百万円 |
| うち事業取引以外の取引高        | -百万円   |
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は214百万円であります。
- その他の経常費用は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた会員権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しており、相殺した金額は1百万円であります。また、すでに外部出資等損失引当金を引き当てていた外部出資について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しており、相殺した金額は140百万円であります。
- (4) 貸出金償却・その他の経常費用及びその他の経常収益には、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等としてすでに債権額から直接減額した債権のうち、売却した債権額等に伴って発生する費用及び収益がそれぞれ含まれており、その金額は貸出金償却16百万円、その他の経常費用452百万円、その他の経常収益468百万円であります。
- (5) その他の経常費用には、JAの信用事業の基盤強化に資する対策として、JA向け信用基盤強化対策費436百万円及び融資仲長対策費397百万円が含まれております。

### 4. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体、及び県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事業拠点のある県外企業などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされております。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクにさらされております。
- 借入金、自己資本増強の一環として、会員である県内のJAから借り入れた期限付及び永久劣後特約付借入金であります。
- 劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格口資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものであります。
- デリバティブ取引には、ALMの一環として行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
- 当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
- 「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。
- 与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。
- また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- 上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。
- b 市場リスクの管理
- 当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。
- このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量等を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。
- また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALMの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。
- なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。
- 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。
- 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,272百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
- c 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
- 特に、資金繰りリスクについては、県内のJAバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。
- 適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。  
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,064,102	1,063,024	△1,077
金銭の信託			
運用目的	6,000	6,000	—
その他目的	26,427	26,427	—
有価証券			
その他有価証券	1,031,776	1,031,776	—
貸出金	349,052		
貸倒引当金	△ 8,524		
貸倒引当金控除後	340,527	344,238	3,710
資 産 計	2,468,834	2,471,467	2,632
貯 金	2,336,083	2,333,851	△ 2,232
借入金	55,000	55,000	—
負 債 計	2,391,083	2,388,851	△ 2,232
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	70	70	—
デリバティブ取引計	70	70	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金 10,770 百万円を含めております。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格または金融機関等から提示された価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は通貨関連取引(為替予約)であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として外部出資があり、貸借対照表計上額 116,008 百万円は、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,064,102	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	33,239	73,238	94,475	100,738	174,063	462,792
貸出金	65,469	27,463	28,555	33,363	24,797	168,042
合 計	1,162,811	100,702	123,031	134,102	198,861	630,834

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く) 10,583 百万円については「1年以内」に含めております。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 1,359 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,309,100	15,240	372	222	284	93
譲 渡 性 貯 金	10,770	—	—	—	—	—
借 入 金	—	—	—	10,000	—	45,000
合 計	2,319,870	15,240	372	10,222	284	45,093

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金 45,000 百万円については、「5年超」に含めております。

## 5. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- ① 売買目的有価証券  
該当ありません。
- ② 満期保有目的の債券  
該当ありません。
- ③ その他有価証券  
その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	国 債	537,168	558,135	20,967
	地 方 債	70,910	74,836	3,925
	政府保証債	14,174	14,691	517
	金 融 債	31,500	31,676	176
	社 債	117,646	121,855	4,209
	外 国 証 券	133,148	145,364	12,216
	株 式	4,065	6,774	2,709
	受 益 証 券	34,181	45,016	10,835
	投 資 証 券	1,933	2,509	575
	小 計	944,728	1,000,860	56,132
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	国 債	6,060	6,053	△ 7
	社 債	10,921	10,708	△ 212
	外 国 証 券	5,575	5,502	△ 73
	株 式	285	276	△ 8
	受 益 証 券	8,484	8,375	△ 109
小 計	31,327	30,916	△ 410	
合 計	976,055	1,031,776	55,721	

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債15,379百万円を差し引いた金額40,341百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当年度における減損処理額は、32百万円(うち、株式32百万円)であります。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	206,062百万円	958百万円	1,155百万円
株 式	393	51	23
その他	23,060	1,513	0
合 計	229,515	2,523	1,179

## 6. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

- ① 運用目的の金銭の信託  
貸借対照表計上額 6,000百万円  
当年度の損益に含まれた評価差額 -百万円
- ② 満期保有目的の金銭の信託  
該当ありません。
- ③ その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	26,427百万円	25,943百万円	484百万円	677百万円	△192百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債133百万円を差し引いた金額350百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

## 7. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,614百万円
勤務費用	153百万円
利息費用	23百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△27百万円
退職給付の支払額	△177百万円
期末における退職給付債務	2,586百万円

b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	1,357 百万円
期待運用収益	7 百万円
事業主からの拠出額	71 百万円
退職給付の支払額	△ 82 百万円
期末における年金資産	1,354 百万円
c 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
年金資産	△ 1,354 百万円
	△ 1,354 百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,586 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,231 百万円
退職給付引当金	1,231 百万円
前払年金費用	－ 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,231 百万円
d 退職給付に関連する損益	
勤務費用	153 百万円
利息費用	23 百万円
期待運用収益	△ 7 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 27 百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	142 百万円
e 年金資産の内訳	
年金資産合計に対する年金資産の分類ごとの比率	
現金および預金	100%
合計	100%
f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。	
g 数理計算上の計算基礎に関する事項	
期末における主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表しております)	
割引率	0.969%
長期期待運用収益率	0.534%

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、26百万円となっております。また、存続組合より示された平成26年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、400百万円となっております。

## 8. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸引当金超過額	1,979 百万円
貸出金償却超過額	1,106 百万円
退職給付引当金超過額	340 百万円
相互援助積立金	1,618 百万円
支払奨励金未払費用	563 百万円
繰越欠損金	3,670 百万円
その他	250 百万円
繰延税金資産小計	9,530 百万円
評価性引当額	△ 7,808 百万円
繰延税金資産合計(A)	1,722 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 15,513 百万円
その他	△ 7 百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 15,521 百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 13,799 百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	29.39%
(調整)	
交際費等損金不算入項目	0.43%
事業分量配当金等	△ 13.30%
評価性引当額の増減	△ 2.55%
繰越欠損金	△ 14.33%
税率変更による期末繰延税金資産(負債)の減額修正	1.04%
その他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.73%

- (3) 法人税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29.39%から27.61%となります。この税率変更により、繰延税金負債が110百万円増加し、法人税等調整額が110百万円増加しています。

# ●平成26年度 注記表

## 1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
  - ・売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
  - ・その他有価証券
    - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しております。
 

建 物	定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～50年であります。
建物以外	定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は3年～60年であります。
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
  - ① 貸倒引当金
 

貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,018百万円であります。
  - ② 賞与引当金
 

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
  - ③ 退職給付引当金
 

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
  - ④ 役員退職慰労引当金
 

役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
  - ⑤ 相互援助積立金
 

相互援助積立金は、「長野県」Aバンク支援制度要領に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (10) 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (11) 消費税等の会計処理
 

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する事項

- 「退職給付に関する会計基準」等の適用
- 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
- 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当年度の期首の利益剰余金に加減しております。
- この結果、当年度の期首の退職給付引当金が70百万円増加し、利益剰余金が70百万円減少しております。また、当年度の経常利益及び税引前当期利益は、それぞれ56百万円減少しております。

## 3. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,334百万円であります。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。
 

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	20百万円	17百万円	37百万円
オペレーティング・リース	9百万円	6百万円	16百万円
- (3) 貸借対照表上の債務に対応する担保提供はありません。対応する債務がないものでは、為替決済に係る担保として預け金66,000百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券2,745百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金41百万円、預け金35百万円を差し入れております。
- (4) 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に15,594百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権、金銭債務の総額は、次のとおりであります。
 

子会社等に対する金銭債権の総額	—百万円
子会社等に対する金銭債務の総額	5,056百万円
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額 該当ありません。
- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額は18百万円、延滞債権額は9,864百万円あります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (8) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は68百万円あります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は115百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,066百万円であります。  
なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (11) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、773百万円であります。
- (12) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、106,924百万円であります。
- (13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金51,970百万円が含まれております。
- (14) 借入金は、すべて他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

#### 4. 損益計算書に関する事項

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 5百万円   |
| うち事業取引高             | 5百万円   |
| うち事業取引以外の取引高        | —百万円   |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 505百万円 |
| うち事業取引高             | 505百万円 |
| うち事業取引以外の取引高        | —百万円   |
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は333百万円であります。
- (4) 貸出金償却・その他の経常費用及びその他の経常収益には、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等としてすでに債権額から直接減額した債権のうち、売却した債権額等に伴って発生する費用及び収益がそれぞれ含まれており、その金額は貸出金償却2百万円、その他の経常費用1,580百万円、その他の経常収益1,471百万円であります。また、その他の経常費用には、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権のうち、売却した債権の売却費用が含まれますが、引当金戻入額と相殺して表示しております。相殺した金額は111百万円であります。
- (5) その他の経常費用には、JAの信用事業の基盤強化に資する対策として、JA向け信用基盤強化対策費603百万円及び融資伸長対策費390百万円が含まれております。

#### 5. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針  
当会は、長野県を事業区域として、県内のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。  
JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事業拠点のある県外企業などに貸付を行っております。  
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク  
当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
借入金は、自己資本増強の一環として、会員である県内のJAから借り入れた期限付及び永久劣後特約付借入金であります。  
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものであります。  
デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理  
当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。  
「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。  
与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。  
また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。  
上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。
- b 市場リスクの管理  
当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。  
このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量等を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。  
また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALMの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。  
なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。  
当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。  
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,773百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。
- c 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。  
特に、資金繰りリスクについては、県内のJAバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。  
適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なる場合もあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

## ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。  
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,138,585	1,137,812	△ 772
金銭の信託			
運用目的	6,000	6,000	—
その他目的	38,632	38,632	—
有価証券			
その他有価証券	1,026,689	1,026,689	—
貸出金			
貸倒引当金	361,015		
△ 7,581			
貸倒引当金控除後	353,434	357,935	4,501
資 産 計	2,563,341	2,567,070	3,728
貯 金	2,393,880	2,392,308	△ 1,572
借入金	55,000	55,000	—
負 債 計	2,448,880	2,447,308	△ 1,572
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(82)	(82)	—
デリバティブ取引計	(82)	(82)	—

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金1,500百万円を含めております。  
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

## ② 金融商品の時価の算定方法

## 【資産】

## a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

## b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。

## c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格又は金融機関等から提示された価格によっております。

## d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

## 【負債】

## a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

## b 借入金

借入金は、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

## 【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は通貨関連取引(為替予約)であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。

## ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として外部出資があり、貸借対照表計上額116,045百万円は、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

## ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,138,585	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	73,678	86,510	91,007	149,339	86,711	423,033
貸出金	65,598	29,661	35,009	25,948	38,527	165,323
合 計	1,277,862	116,172	126,017	175,288	125,238	588,356

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く)7,174百万円については「1年以内」に含めております。  
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等946百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

## ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,383,366	8,046	488	287	88	103
譲 渡 性 貯 金	1,500	—	—	—	—	—
借 入 金	—	—	10,000	—	—	45,000
合 計	2,384,866	8,046	10,488	287	88	45,103

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。  
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金45,000百万円については、「5年超」に含めております。

## 6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	国 債	512,960	537,898	24,938
	地 方 債	72,927	76,348	3,420
	政府保証債	14,167	14,585	417
	金 融 債	13,500	13,573	72
	社 債	110,949	115,171	4,221
	外 国 証 券	135,341	155,588	20,246
	株 式	5,256	11,399	6,142
	受 益 証 券	58,691	79,262	20,570
	投 資 証 券	2,518	3,646	1,127
	小 計	926,314	1,007,472	81,157
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	社 債	1,208	1,206	△ 2
	外 国 証 券	7,555	7,539	△ 15
	株 式	86	78	△ 8
	受 益 証 券	10,484	10,392	△ 91
	小 計	19,334	19,217	117
合 計	945,649	1,026,689	81,039	

(注) 上記差額合計から繰延税金負債22,410百万円を差し引いた金額58,629百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	336,632百万円	3,999百万円	1,289百万円
株 式	485	72	0
その他	6,054	374	—
合 計	343,173	4,447	1,290

## 7. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	6,000百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	—百万円

② その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	38,632百万円	37,914百万円	717百万円	794百万円	△ 76百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債198百万円を差し引いた金額519百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

## 8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,656百万円
勤務費用	139百万円
利息費用	19百万円
数理計算上の差異の当期発生額	56百万円
退職給付の支払額	△ 247百万円
期末における退職給付債務	2,624百万円

b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,354百万円
期待運用収益	7百万円
事業主からの拠出額	71百万円
退職給付の支払額	△ 141百万円
期末における年金資産	1,291百万円

c 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

年金資産	△ 1,291百万円
	△ 1,291百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,624百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,333百万円

退職給付引当金	1,333百万円
前払年金費用	—百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,333百万円

d 退職給付に関連する損益

勤務費用	139百万円
利息費用	19百万円
期待運用収益	△ 7百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	56百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	208百万円

e 年金資産の内訳	
年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率	
現金および預金	100%
合計	100%
f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。	
g 数理計算上の計算基礎に関する事項	
期末における主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表しております)	
割引率	0.498%
長期期待運用収益率	0.538%

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、26百万円となっております。また、存続組合より示された平成27年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、393百万円となっております。

## 9. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,705百万円
貸出金償却超過額	769百万円
退職給付引当金超過額	368百万円
相互援助積立金	1,645百万円
支払奨励金未払費用	579百万円
繰越欠損金	2,384百万円
その他	263百万円
繰延税金資産小計	7,716百万円
評価性引当額	△ 5,889百万円
繰延税金資産合計(A)	1,826百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 22,608百万円
その他	△ 7百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 22,615百万円
繰延税金負債の純額(A) + (B)	△ 20,788百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.61%
(調整)	
交際費等損金不算入項目	0.12%
事業分量配当金等	△ 11.94%
評価性引当額の増減	△ 3.01%
繰越欠損金	△ 13.56%
税率変更による期末繰延税金資産(負債)の減額修正	△ 0.03%
その他	△ 0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 0.85%

# 貯 金

## 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成25年度		平成26年度		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	当座貯金	14,323	0.6	15,573	0.6	1,250	0.0
	普通貯金	43,481	1.8	35,409	1.5	△ 8,072	△ 0.3
	貯蓄貯金	98	0.0	106	0.0	7	0.0
	通知貯金	25,014	1.0	23,926	1.0	△ 1,088	0.0
	別段貯金	1,266	0.1	1,217	0.1	△ 49	0.0
計	84,185	3.5	76,232	3.2	△ 7,952	△ 0.3	
定期性貯金	定期貯金	2,283,082	96.4	2,320,252	96.4	37,169	0.0
	うち積立定期貯金	350	0.0	373	0.0	23	0.0
	うち定期貯金	2,282,732	96.4	2,319,878	96.4	37,145	0.0
	定期積金	476	0.0	495	0.0	19	0.0
計	2,283,558	96.4	2,320,747	96.4	37,189	0.0	
譲渡性貯金	1,444	0.1	10,245	0.4	8,801	0.3	
合 計	2,369,187	100.0	2,407,225	100.0	38,037	0.0	

## 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成26年3月末		平成27年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利定期貯金	2,255,551	100.0	2,305,589	100.0	50,038	0.0
変動金利定期貯金	17	0.0	4	0.0	△ 12	0.0
合 計	2,255,568	100.0	2,305,593	100.0	50,025	0.0

(注) 定期貯金残高には、積立定期貯金は含まれていません。

# 貸 出 金

## 科目別・貸出先別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成25年度		平成26年度		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
手形貸付金	10,685	3.1	10,852	3.1	166	0.0	
証書貸付金	229,943	67.0	239,378	68.8	9,435	1.8	
当座貸越	26,936	7.9	24,654	7.1	△ 2,281	△ 0.8	
金融機関貸付金	74,666	21.8	71,891	20.7	△ 2,775	△ 1.1	
割引手形	840	0.2	958	0.3	117	0.1	
合 計	343,073	100.0	347,735	100.0	4,662	0.0	
会 員	総合農協	1,064	0.3	902	0.3	△ 162	0.0
	その他農協・連合会	8,426	2.5	7,360	2.1	△ 1,066	△ 0.4
	会員の組合員	10,411	3.0	9,689	2.8	△ 722	△ 0.2
	准会 員	3,258	1.0	2,688	0.8	△ 569	△ 0.2
	会 員 み な し	80	0.0	70	0.0	△ 9	0.0
計	23,242	6.8	20,711	6.0	△ 2,530	△ 0.8	
外 員	地方公共団体	50,310	14.7	53,787	15.4	3,477	0.7
	金融機関	74,666	21.8	71,891	20.7	△ 2,775	△ 1.1
	そ の 他	194,854	56.7	201,345	57.9	6,490	1.2
計	319,831	93.2	327,024	94.0	7,193	0.8	

(注) 「会員みなし」とは、地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸付した者等をいいます。

## 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成26年3月末		平成27年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利貸出	120,245	34.4	137,086	38.0	16,841	3.6
変動金利貸出	228,806	65.6	223,928	62.0	△ 4,878	△ 3.6
合 計	349,052	100.0	361,015	100.0	11,963	0.0

(注) 手形貸付、割引手形等の短期資金については、変動金利貸出に含めています。

## ●貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成26年3月末		平成27年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貯 金 等	615	0.2	479	0.1	△ 135	△ 0.1
有 価 証 券	338	0.1	379	0.1	40	0.0
動 産	460	0.1	331	0.1	△ 128	0.0
不 動 産	15,952	4.5	15,841	4.4	△ 111	△ 0.1
そ の 他 の 担 保	226	0.1	442	0.1	216	0.0
計	17,593	5.0	17,475	4.8	△ 117	△ 0.2
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	57	0.0	50	0.0	△ 6	0.0
そ の 他 の 保 証	9,534	2.8	9,770	2.8	235	0.0
計	9,592	2.8	9,821	2.8	229	0.0
信 用	321,866	92.2	333,718	92.4	11,852	0.2
合 計	349,052	100.0	361,015	100.0	11,963	0.0

## ●債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成26年3月末		平成27年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貯 金 等	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—
不 動 産	40	1.2	84	2.9	44	1.7
そ の 他 の 担 保	229	6.9	196	6.6	△ 32	△ 0.3
計	269	8.1	281	9.5	11	1.4
信 用	3,052	91.9	2,683	90.5	△ 368	△ 1.4
合 計	3,322	100.0	2,964	100.0	△ 357	0.0

## ●貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成26年3月末		平成27年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
設 備 資 金	37,841	10.8	36,109	10.0	△ 1,731	△ 0.8
運 転 資 金	311,210	89.2	324,905	90.0	13,695	0.8
合 計	349,052	100.0	361,015	100.0	11,963	0.0

## ●貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成26年3月末		平成27年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
農 業	638	0.2	738	0.2	99	0.0
林 業	—	—	—	—	—	—
水 産 業	—	—	—	—	—	—
製 造 業	46,361	13.3	50,837	14.1	4,475	0.8
鉱 業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	2,864	0.8	2,643	0.7	△ 220	△ 0.1
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	20,710	5.9	20,343	5.7	△ 366	△ 0.2
運 輸 ・ 通 信 業	13,657	3.9	13,444	3.7	△ 212	△ 0.2
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	35,484	10.2	34,034	9.4	△ 1,449	△ 0.8
金 融 ・ 保 険 業	98,193	28.1	98,174	27.2	△ 18	△ 0.9
不 動 産 業	11,843	3.4	14,949	4.2	3,106	0.8
サ ー ビ ス 業	62,923	18.0	65,705	18.2	2,782	0.2
地 方 公 共 団 体 ・ 公 社 等	55,832	16.0	59,686	16.5	3,854	0.5
そ の 他	543	0.2	456	0.1	△ 86	△ 0.1
合 計	349,052	100.0	361,015	100.0	11,963	0.0

## ● 主要な農業関係の貸出金残高

### 1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
農 業	705	1,193	487
穀 作	3	1	△ 1
野 菜 ・ 園 芸	346	470	123
果 樹 ・ 樹 園 農 業	0	3	2
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	77	68	△ 9
養 鶏 ・ 養 卵	13	13	0
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	264	637	372
農 業 関 連 団 体 等	10,355	8,381	△ 1,973
合 計	11,060	9,574	△ 1,485

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「貸出金業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。  
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

### 2. 資金種類別

#### ① 貸出金

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	10,500	9,106	△ 1,394
農 業 制 度 資 金	560	468	△ 91
農 業 近 代 化 資 金	560	468	△ 91
合 計	11,060	9,574	△ 1,485

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、  
③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

#### ② 受託貸付金

(単位：百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	15,558	13,851	△ 1,706
合 計	15,558	13,851	△ 1,706

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

## ● 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成25年度					平成26年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,134	1,150	—	1,134	1,150	1,150	1,204	—	1,150	1,204
個別貸倒引当金	7,532	7,498	216	7,316	7,498	7,498	6,490	444	7,054	6,490
合 計	8,666	8,649	216	8,450	8,649	8,649	7,694	444	8,205	7,694

## ● 貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	平成25年度	平成26年度
貸 出 金 償 却 額	40	13

(注) 1. 貸出金償却額は貸倒引当金相殺後の金額を表示しています。

2. 貸出金償却額には、債務保証に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び税務上の損金経理に伴う簿外償却の償却額が含まれています。

# ●リスク管理債権等の状況

## ●リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年3月末	平成27年3月末
破綻先債権額 (A)	28	18
延滞債権額 (B)	10,613	9,864
3カ月以上延滞債権額 (C)	73	68
貸出条件緩和債権額 (D)	119	115
合計 (E = A + B + C + D)	10,834	10,066
担保・保証付債権額 (F)	2,984	3,187
個別貸倒引当金残高 (G)	7,373	6,377
控除後残高 (H = E - F - G)	476	501
リスク管理債権比率	3.10	2.79

- (注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。
5. 「担保・保証付債権額」は、リスク管理債権額のうち貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保付の貸出金並びに農業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証相当額です。
6. 「個別貸倒引当金残高」は、「リスク管理債権額」のうち、すでに個別貸倒引当金（間接償却）に繰入れた残高です。  
また、個別貸倒引当金残高は、資産自己査定に基づく回収不能見込額と貸倒実績率等に基づき必要額を引き当てています。
7. 「控除後残高」は、「リスク管理債権額」から「担保・保証付債権額」及び「個別貸倒引当金残高」を控除した貸出金残高です。
8. リスク管理債権比率は貸出金に占める比率です。
9. 担保・保証付債権額のうち、要管理債権（3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権）については、要管理先債権に対する根担保を債権毎の残高に応じて按分し割り付けて算出しています。

## ●金融再生法に基づく開示債権の額と保全状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成26年3月末	平成27年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	266	213
危険債権 (B)	10,589	9,902
要管理債権 (C)	192	183
小計 (D = A + B + C)	11,048	10,300
担保等による保全 (E)	3,064	3,296
貸倒引当金 (F)	7,637	6,672
引当率 $F / (D - E)$	95.67	95.27
保全率 $(E + F) / D$	96.87	96.79

- (注) 1. 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を記載しております。
- ①破産更生債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- ②危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- ③要管理債権  
3カ月以上延滞債権で上記①及び②に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。
2. 引当率 = 引当額 / (債権額 - 担保等)  
保全率 = (担保等 + 引当額) / 債権額
3. 担保等による保全額のうち、要管理債権については、要管理先債権に対する根担保を債権毎の残高に応じて按分し割り付けて算出しています。
4. 貸倒引当金については、要管理債権の引当である一般貸倒引当金を含んでいます。

## ●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

# ● 有価証券

## ● 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成25年度		平成26年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	526,785	54.2	536,042	55.3	9,256	1.1
地 方 債	73,327	7.6	72,747	7.5	△ 580	△ 0.1
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
社 債	140,321	14.4	116,948	12.1	△ 23,373	△ 2.3
株 式	4,153	0.4	4,943	0.5	789	0.1
外 国 証 券	126,769	13.1	142,528	14.7	15,759	1.6
そ の 他 の 証 券	100,101	10.3	96,091	9.9	△ 4,010	△ 0.4
合 計	971,460	100.0	969,301	100.0	△ 2,159	0.0

## ● 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

## ● 保有有価証券の利回り

(単位：%)

種 類	平成26年3月末	平成27年3月末
国 債	1.28	1.23
地 方 債	1.47	1.45
社 債	1.42	1.43
以 上 平 均	1.32	1.29

## ● 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成26年3月末								
国 債	4,102	72,961	153,852	117,977	125,821	89,473	—	564,188
地 方 債	—	12,998	17,260	39,008	5,568	—	—	74,836
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	6,320	25,640	36,114	38,715	19,514	6,258	—	132,564
株 式	—	—	—	—	—	—	7,051	7,051
外 国 証 券	5,148	41,583	60,848	13,828	29,458	—	—	150,867
その他の証券	18,062	20,121	22,613	4,444	2,008	—	35,018	102,268
平成27年3月末								
国 債	40,166	62,342	98,889	169,298	20,029	147,172	—	537,898
地 方 債	2,640	18,472	41,323	11,862	2,048	—	—	76,348
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	5,328	36,281	33,610	28,361	7,354	5,442	—	116,377
株 式	—	—	—	—	—	—	11,477	11,477
外 国 証 券	23,039	42,512	56,606	12,996	27,971	—	—	163,128
その他の証券	5,483	26,687	16,930	—	18,172	—	54,184	121,459

## ● 外貨建資産残高

(単位：百万円)

項 目	平成26年3月末	平成27年3月末
外 貨 建 資 産	96,240	108,250

## ●有価証券の時価情報等

### 1. 有価証券

(単位：百万円)

保有区分	平成26年3月末			平成27年3月末		
	取得原価又は償却原価	時 価	評価損益	取得原価又は償却原価	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	976,055	1,031,776	55,721	945,649	1,026,689	81,039
合 計	976,055	1,031,776	55,721	945,649	1,026,689	81,039

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。  
2. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額として計上しています。

### 2. 金銭の信託

(単位：百万円)

保有区分	平成26年3月末			平成27年3月末		
	取得原価	時 価	評価損益	取得原価	時 価	評価損益
運 用 目 的	6,000	6,000	—	6,000	6,000	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	25,943	26,427	484	37,914	38,632	717
合 計	31,943	32,427	484	43,914	44,632	717

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。  
2. 運用目的金銭の信託及びその他金銭の信託については、時価を貸借対照表価額として計上しています。  
また、運用目的金銭の信託の評価損益については、当該期の損益に含まれています。

### 3. デリバティブ取引等 (デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

#### ①金利関連取引

該当する取引はありません。

#### ②通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分		平成26年3月末			平成27年3月末			
		契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益	
取 引 所	通貨先物	売 建	—	—	—	—	—	
		買 建	—	—	—	—	—	
	通貨 オプション	売 建	—	—	—	—	—	
		買 建	—	—	—	—	—	
店 頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	
	為替予約	売 建	23,089	23,018	70	23,721	23,803	△ 82
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨 オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
買 建		—	—	—	—	—	—	
合 計		23,089	23,018	70	23,721	23,803	△ 82	

(注) 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

#### ③株式関連取引

該当する取引はありません。

#### ④債券関連取引

該当する取引はありません。

# ● 損益の状況

## ● 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、千口、人、%)

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	35,373	33,134	33,067	36,548	41,489
経常利益	5,148	5,016	6,226	10,657	11,679
当期剰余金	4,943	4,977	6,165	10,578	11,778
出資金 (出資口数)	40,546 (8,109)	41,269 (8,253)	42,166 (8,433)	42,809 (8,561)	45,623 (9,124)
純資産額	132,696	139,612	164,681	176,849	206,808
総資産額	2,430,402	2,490,954	2,571,217	2,596,203	2,690,859
貯金等残高	2,224,655	2,277,185	2,323,782	2,336,083	2,393,880
預け金残高	1,067,759	1,089,316	1,068,850	1,064,102	1,138,585
貸出金残高	358,699	335,808	335,139	349,052	361,015
有価証券残高	857,407	915,131	1,015,475	1,031,776	1,026,689
剰余金配当金額	2,943	3,078	3,546	5,062	5,140
普通出資配当額	366	369	374	381	381
後配出資配当額	358	429	439	448	458
事業分量配当額	2,218	2,279	2,733	4,232	4,300
職員数	257	257	268	271	265
単体自己資本比率	26.47	25.55	25.35	25.54	22.53

- (注) 1. 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。  
 2. 総資産額には、債務保証見返が含まれています。  
 3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(パーゼルII)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

## ● 業務純益

(単位：百万円)

項目	平成25年度	平成26年度	増減
業務純益	8,801	10,120	1,318

- (注) 1. 業務純益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)-一般貸倒引当金繰入額  
 2. 金銭の信託運用見合費用=金銭の信託平均残高×資金調達勘定利回り  
 資金調達勘定利回り=資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等))/資金調達勘定平均残高(貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等))×100

## ● 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	平成25年度	平成26年度	増減
資金運用収支	13,068	14,712	1,643
資金運用収益	26,980	28,827	1,847
資金調達費用	13,911	14,115	203
役務取引等収支	△138	△142	△4
役務取引等収益	256	262	6
役務取引等費用	395	405	10
その他事業収支	△64	△292	△227
その他事業収益	5,130	7,886	2,755
その他事業費用	5,195	8,178	2,983
事業粗利益	12,866	14,277	1,411
事業粗利益率	0.53	0.58	0.05

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)  
 2. 本表記載の「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して記載しています。  
 3. 金銭の信託運用見合費用=金銭の信託平均残高×資金調達勘定利回り  
 資金調達勘定利回り=資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等))/資金調達勘定平均残高(貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等))×100  
 4. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用  
 5. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用  
 6. 事業粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他事業収支  
 7. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定(貸出金+有価証券+コールローン+買現先勘定+債券貸借取引支払保証金+買入手形+買入金銭債権+預け金+その他(従業員貸付金等))平均残高×100

## ●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	平成25年度			平成26年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	<b>2,412,889</b>	<b>26,980</b>	<b>1.12</b>	<b>2,457,353</b>	<b>28,827</b>	<b>1.17</b>
う ち 預 け 金	1,098,143	8,492	0.77	1,140,040	9,058	0.79
う ち 有 価 証 券	971,460	13,211	1.36	969,301	14,662	1.51
う ち 貸 出 金	343,073	5,272	1.54	347,735	5,103	1.47
資 金 調 達 勘 定	<b>2,386,096</b>	<b>13,911</b>	<b>0.58</b>	<b>2,421,598</b>	<b>14,115</b>	<b>0.58</b>
う ち 貯 金	2,367,743	13,681	0.58	2,396,980	13,893	0.58
う ち 譲 渡 性 貯 金	1,444	1	0.10	10,245	8	0.08
う ち 借 用 金	55,000	443	0.81	55,000	443	0.81
総 資 金 利 ざ や			<b>0.37</b>			<b>0.42</b>

(注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率

資金調達原価率=(資金調達費用(貯金利息+譲渡性貯金利息+売現先利息+債券貸借取引支払利息+借入金利息+金利スワップ支払利息+その他支払利息(支払雑利息等)+経費-金銭の信託運用見合費用)/ (貯金+譲渡性貯金+売現先勘定+債券貸借取引受入担保金+借入金+その他(貸付留保金、従業員預り金等)-金銭の信託運用見合額) ×100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

## ●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	25年度増減額	26年度増減額
受 取 利 息	<b>650</b>	<b>1,847</b>
う ち 預 け 金	27	566
う ち 有 価 証 券	858	1,450
う ち 貸 出 金	△235	△169
支 払 利 息	<b>158</b>	<b>203</b>
う ち 貯 金	188	211
う ち 譲 渡 性 貯 金	0	6
う ち 借 用 金	0	0
差 引	<b>491</b>	<b>1,643</b>

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

## ●経費の内訳

(単位：百万円)

項 目	平成25年度	平成26年度
人 件 費	<b>2,234</b>	<b>2,303</b>
給 料 手 当 等	1,743	1,746
福 利 厚 生 費	336	334
退 職 給 付 費 用	142	208
役員退職慰労引当金繰入額	12	14
物 件 費	<b>1,719</b>	<b>1,666</b>
事 業 推 進 費	293	264
債 権 管 理 費	18	15
旅 費 交 通 費	50	38
業 務 費	541	610
負 担 金	349	304
施 設 費	426	421
雑 費	38	11
税 金	<b>93</b>	<b>133</b>
経 費 合 計	<b>4,047</b>	<b>4,103</b>

(注) 給料手当等には、役員報酬、賞与引当金繰入額及び役員退職慰労金が含まれています。

# ● 役員等の報酬体系

## 1. 役員

### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日または四半期毎（6・9・12・3月）に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会承認後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

項 目	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	73	14

(注1) 対象役員は、経営管理委員16名、理事4名、監事4名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

### (3) 対象役員の報酬等の決定等

#### ① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬等審議会(構成：当会の会員J A組合長から選出された委員4人を含む)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

#### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって支給額を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## 2. 職員等

### ・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の非常勤役員、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等(注2)の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注3)以上の報酬等を受ける者(注4)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注3) 「同等額」は、平成26年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注4) 平成26年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

## 3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

## ◎その他の諸指標

### ●利益率、経営諸指標

(単位：百万円、%)

区 分	平成25年度	平成26年度	増 減
貯 貸 率 (期 末)	14.9	15.1	0.2
(期 中 平 均)	14.5	14.5	0.0
貯 証 率 (期 末)	44.2	42.9	△ 1.3
(期 中 平 均)	41.0	40.3	△ 0.7
一従業員当り貯金平均残高	8,371	8,628	256
一従業員当り貸出金平均残高	1,212	1,246	34
総資産経常利益率	0.42	0.45	0.03
総資産当期純利益率	0.41	0.45	0.04
純資産経常利益率	8.12	8.25	0.13
純資産当期純利益率	8.06	8.32	0.26

- (注) 1. 貯金には、譲渡性が含まれています。  
 2. 貸出金には、コールローンが含まれています。  
 3. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100  
 4. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100  
 5. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100  
 6. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100  
 7. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100  
 8. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100  
 9. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100  
 10. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

### ●出資金の推移

(単位：百万円、千口)

区 分	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末
出 資 金	40,546	41,269	42,166	42,809	45,623
(うち後配出資金)	(28,224)	(28,800)	(29,435)	(30,078)	(32,608)
(出資口数)	(8,109)	(8,253)	(8,433)	(8,561)	(9,124)
回 転 出 資 金	10,910	8,819	6,682	9,413	11,456
合 計	51,457	50,089	48,849	52,223	57,080

## ◎代理業務

### ●代理貸付残高

(単位：百万円)

金融機関等	平成26年3月末	平成27年3月末
株式会社 日本政策金融公庫 (農林水産事業)	15,558	13,851
株式会社 日本政策金融公庫 (国民生活事業)	551	406
独立行政法人 住宅金融支援機構	32,169	27,284
独立行政法人 福祉医療機構	1,168	1,040
合 計	49,447	42,582

## ◎自動機

### ●現金自動機器設置台数

(平成27年3月31日現在)

区 分	台 数
信 連 設 置 A T M	7
農 協 設 置 A T M	440

ATM……現金自動預入・支払機

# ●自己資本の充実の状況

## ●自己資本の充実の状況(単体)

### 1. 自己資本の状況

#### ◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。「バーゼルⅢ適用を踏まえた自己資本増強策」に基づく自己資本造成計画の実行により、平成27年3月末における自己資本比率は、22.53%となりました。

#### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は「自己資本造成計画」に基づき、会員からの普通出資金のほか、後配出資金、回転出資金、劣後特約付借入金により調達しています。

#### 普通出資金

項目	内容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	130億円(前年度127億円)

#### 後配出資金

項目	内容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	326億円(前年度300億円)

#### 回転出資金

項目	内容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	回転出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	72億円(前年度94億円)

#### 永久劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	450億円(前年度450億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり(※1)

※1 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、行政庁の事前承認が得られた場合に、借入日より10年が経過した直後の利息支払期日以降、1か月前までの事前通知により償還可能

#### 期限付劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	期限付劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	27億円(前年度67億円)
償還期限	平成29年8月10日
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり(※2)

※2 劣後事由(破産の場合、民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、行政庁の事前承認が得られた場合に、借入日より5年経過後、1か月前までの事前通知により償還可能

当会では、バーゼルⅢ適用ならびに将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、自己資本増強策として、平成26年度から5年間をかけ、回転出資金満期払戻額からの振替による後配出資金の造成を予定しています。

#### ◇自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、まず規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、「規制資本管理要綱」、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、信用リスク・アセット額については標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するほか、所要自己資本額の充実度を評価するため、年2回ストレス・テストを行っています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する体制を構築しています。

当会の経営においても、健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことは最重要課題であると認識しています。当会におけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと」であり、そうした取り組みによって「当会経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的としています。

このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるその他のリスクを一定の前提のもとで計数化して、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において、総体的に捉えたリスクを自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

## (1) 単体自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	平成25年度	経過措置に よる不算入額	平成26年度	経過措置に よる不算入額
	コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	122,337		131,726	
うち、出資金及び資本準備金の額	42,809		45,623	
うち、再評価積立金の額	31		31	
うち、利益剰余金の額	83,902		90,546	
うち、外部流出予定額(△)	4,406		4,475	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,013		7,152	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	7,013		7,152	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	61,138		55,024	
うち、回転出資金の額	9,413		7,226	
うち、上記以外に該当するものの額	51,725		47,798	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	190,489		193,904	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	88	11	44
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	88	11	44
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	660	112	449
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—		123	
自己資本				
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	190,489		193,780	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	720,964		835,874	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 315,448		△ 214,018	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	88		44	
うち、繰延税金資産	660		449	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 316,197		△ 214,513	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	24,654		23,870	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	745,619		859,744	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ) / (ニ))	25.54%		22.53%	

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

### 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	平成 25 年度			平成 26 年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	548,081	—	—	519,486	—	—
我が国の地方公共団体向け	125,482	—	—	131,563	—	—
地方公共団体金融機構向け	5,516	—	—	5,508	—	—
我が国の政府関係機関向け	16,096	742	29	12,069	762	30
地方三公社向け	1,298	64	2	1,093	52	2
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	1,208,273	241,226	9,649	1,273,004	254,808	10,192
法人等向け	273,698	167,613	6,704	288,517	186,746	7,469
中小企業等向け及び個人向け	2,519	1,636	65	2,336	1,506	60
抵当権付住宅ローン	1,028	359	14	924	323	12
不動産取得等事業向け	968	965	38	745	745	29
三月以上延滞等	1,379	342	13	946	270	10
信用保証協会等による保証付	207	12	0	201	14	0
出資等	43,398	43,398	1,735	49,630	49,630	1,985
他の金融機関等の対象資本 調達手段	210,798	526,995	21,079	198,840	711,614	28,464
特定項目のうち調整項目に算 入されないもの	1,087	2,719	108	1,278	3,196	127
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	19,458	28,480	1,139	26,530	32,111	1,284
証券化	1,057	11,664	466	850	10,632	425
経過措置によりリスク・アセット の額に算入、不算入となる もの		△ 315,448	△ 12,617		△ 214,018	△ 8,560
上記以外	107,926	9,638	385	128,831	△ 203,872	△ 8,154
標準的手法を適用するエクスポ ージャー別計	2,568,277	720,412	28,816	2,642,359	834,523	33,380
CVAリスク相当額 ÷ 8%		547	21		1,328	53
中央清算機関関連エクスポ ージャー	274	5	0	1,136	22	0
信用リスクアセットの額の合計額	2,568,552	720,964	28,838	2,643,495	835,874	33,434
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		24,654	986	23,870	954	
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		745,619	29,824	859,744	34,389	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。  
 < オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法） >  

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%}{\text{直近3年間の合計額}} \div 8\%$$
  
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

## 2. 信用リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢としてリスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。当会では、信用リスクを優良貸出資産形成に当たっての重要なリスクと認識し、信用リスク取引にかかる「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っています。

「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しています。

与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

また、上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めています。

上記モニタリング状況、リスク量等はリスク管理委員会、理事会において、報告・協議され対応方針を決定しています。

### 〈貸倒引当金算定方法の概要〉

当会における貸倒引当金等の計上は、「資産の償却・引当細則」に基づき計上しています。

#### ○一般貸倒引当金

自己査定における債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出する将来発生が見込まれる予想損失額に相当する額を計上しています。なお、当該引当金の合計額が税法基準で容認される限度額を下回るときは、税法基準により算出した金額を計上しています。

#### ○個別貸倒引当金

自己査定における債務者区分が破綻懸念先に対する債権について、貸倒実績率による方法、キャッシュフローを見積もる方法、売却可能額を見積もる方法のいずれかの方法により、個別債務者ごとに今後の一定期間における予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を計上しています。

自己査定における債務者区分が実質破綻先及び破綻先に対する債権について、自己査定の結果発生したⅢ分類及びⅣ分類の全額を予想損失額として、予想損失額に相当する額（Ⅳ分類で直接償却を行うものを除く。）を計上しています。

#### ※Ⅲ分類資産

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、従って、損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産

#### ※Ⅳ分類資産

回収不可能または無価値と判定される資産

### ◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分	平成25年度					平成26年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国 内	2,415,413	369,944	797,596	—	1,379	2,465,110	388,224	737,076	—	946	
国 外	152,081	4,998	140,367	—	—	204,065	5,200	189,495	—	—	
地域別残高計	2,567,495	374,942	937,964	—	1,379	2,669,175	393,424	926,572	—	946	
法 人	農業	1,161	1,161	—	—	1,222	1,222	—	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	65,592	46,678	16,726	—	4	70,013	51,786	15,723	—	
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	16,581	14,413	—	—	3	20,515	17,288	—	2	
	電気・ガス・熱供給・水道業	53,403	20,765	32,400	—	—	52,634	20,397	32,000	—	
	運輸・通信業	40,924	13,665	26,444	—	24	40,132	13,473	25,738	20	
	金融・保険業	1,435,656	120,345	125,887	382	—	1,516,975	127,219	120,306	415	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	100,351	98,187	1,004	—	601	99,555	97,399	1,004	—	192
	日本国政府・地方公共団体	673,563	54,361	619,202	—	—	651,050	58,421	592,628	—	—
上記以外	149,980	125	116,299	—	—	177,722	1,499	139,169	—	—	
個 人	5,238	5,238	—	—	745	4,717	4,717	—	—	731	
その他	25,041	—	—	—	—	34,635	—	—	—	—	
業種別残高計	2,567,495	374,942	937,964	382	1,379	2,669,175	393,424	926,572	415	946	
1年以下	1,180,633	80,592	32,368	382	—	1,290,115	76,540	68,959	415	—	
1年超3年以下	210,013	45,249	164,305	—	—	235,283	65,311	169,256	—	—	
3年超5年以下	324,881	63,806	261,074	—	—	289,297	68,895	220,402	—	—	
5年超7年以下	255,132	55,796	199,335	—	—	257,897	41,094	216,803	—	—	
7年超10年以下	282,163	110,153	172,010	—	—	150,819	98,933	51,885	—	—	
10年超	110,006	17,638	92,367	—	—	185,222	41,557	143,665	—	—	
期限の定めのないもの	204,663	1,705	16,501	—	—	260,539	1,091	55,598	—	—	
残存期間別残高計	2,567,495	374,942	937,964	382	—	2,669,175	393,424	926,572	415	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

## (2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

### a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	平成25年度					平成26年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,134	1,150	—	1,134	1,150	1,150	1,204	—	1,150	1,204
個別貸倒引当金	8,418	7,498	356	8,062	7,498	7,498	6,490	444	7,054	6,490

### b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当会では、国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(単位：百万円)

区 分	平成25年度					平成26年度					
	個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		
法人	農業	140	134	140	134	8	134	129	134	129	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	437	373	437	373	—	373	362	373	362	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	47	79	47	79	—	79	42	79	42	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	193	43	193	43	—	43	53	43	53	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	5,071	5,347	5,071	5,347	2	5,347	4,432	5,347	4,432	11
	上記以外	886	—	886	—	—	—	—	—	—	—
個人	1,641	1,520	1,641	1,520	29	1,520	1,470	1,520	1,470	2	
業種別計	8,418	7,498	8,418	7,498	40	7,498	6,490	7,498	6,490	13	

- (注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。  
 2. 貸出金償却には、債務保証に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び税務上の損金経理に伴う簿外債権の償却額が含まれています。

## (3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分	平成25年度			平成26年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	777,540	777,540	—	769,636	769,636
	2%	—	269	269	—	1,134	1,134
	4%	—	5	5	—	—	—
	10%	—	7,545	7,545	—	7,661	7,661
	20%	47,373	1,226,269	1,273,643	34,478	1,293,832	1,328,310
	35%	—	1,026	1,026	—	923	923
	50%	115,595	1,210	116,805	124,838	2,004	126,842
	75%	—	2,268	2,268	—	2,098	2,098
	100%	35,080	333,438	368,519	39,123	174,530	213,653
	150%	—	12,521	12,521	—	184,079	184,079
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	1,087	1,087	—	2,280	2,280
	その他	—	7,011	7,011	—	7,013	7,013
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	198,048	2,370,195	2,568,244	198,440	2,445,194	2,643,634	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。  
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。  
 なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。  
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。  
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

### 3. 信用リスク削減手法に関する事項

#### ◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保付取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A- または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB- または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

#### (1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	平成25年度			平成26年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	5,516	—	—	5,508	—
我が国の政府関係機関向け	—	8,675	—	—	4,499	—
地方三公社向け	—	971	—	—	826	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	0	—	—
法人等向け	363	2,089	—	261	4,219	—
中小企業等向け及び個人向け	46	—	—	20	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	81	—	—	2,084	—
合 計	409	17,334	—	282	17,138	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

#### 4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

##### ◇派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。当会では、派生商品取引に関しては、リスク資本及び信用供与額の割当方法に関する具体的方針は定めていませんが、余裕金運用規程及び余裕金運用会議で派生商品取引の運用限度額、運用目的、方法を定める中で総体のリスク量の圧縮を図っています。また、派生商品取引の信用供与額の割当方法については、リスク管理委員会において金融機関別の派生商品取引の与信限度額を定めるとともに、ロスカット基準を定め適切なリスク管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払いを行う取引です。当会では、これに該当する取引を想定していないため、リスク管理の方針及び手続は定めていません。

##### (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

項 目	平成25年度	平成26年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成25年度

(単位：百万円)

項 目	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	686	1,632	—	—	—	1,632
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	191	—	—	—	191
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	686	1,823	—	—	—	1,823
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	686	1,823	—	—	—	1,823

平成26年度

(単位：百万円)

項 目	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	1,048	2,817	—	—	—	2,817
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	201	—	—	—	201
派生商品合計	1,048	3,018	—	—	—	3,018
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	1,048	3,018	—	—	—	3,018

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において、価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

## 5. 証券化エクスポージャーに関する事項

### ◇リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、「証券化エクスポージャー」を投資対象としており、証券化エクスポージャーの取得に当たって発生する信用リスクに関しては、余裕金運用規程・細則等で定める一般法人の発行する債券の取得と同様な考え方を基本としています。また、リスク管理の方針及び手続きについても同様です。

なお、現時点で当会として「再証券化エクスポージャー」は保有していませんが、取得に当たっては「証券化エクスポージャー」に準じて取り扱います。

### ◇体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性、その裏付け資産に関する包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報、証券化取引についての構造上の特性等を把握するため、定期的にモニタリングを実施しています。

### ◇信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

### ◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

### ◇当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当ありません。

### ◇当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当ありません。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

◇内部評価方式の概要

当社は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当社がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(注) オリジネーターとは、証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。

(2) 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	平成25年度		平成26年度	
	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—
	そ の 他	1,057	—	850
	合 計	1,057	—	850
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
	合 計	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

平成25年度

(単位：百万円)

項 目	証券化エクスポージャー			項 目	再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト20%	126	1	オンバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	931	465		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	1,057	466		合 計	—	—
オフバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オフバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	—	—		合 計	—	—

平成26年度

(単位：百万円)

項目	証券化エクスポージャー			項目	再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オンバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	850	425		リスク・ウェイト1250%	—	—
合計	850	425	合計	—	—		
オフバランス	リスク・ウェイト20%	—	—	オフバランス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
合計	—	—	合計	—	—		

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。
2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。
3. リスク・ウェイト1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

### c 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	平成25年度	平成26年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	931	850
合計	931	850

- (注) 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものと及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。
- なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。
2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

### d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

再証券化エクスポージャーの保有はありません。

## 6. オペレーショナル・リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、当社が業務を遂行する際に発生するリスクのうち、市場、信用、流動性リスクを除いたその他リスクをいいます。当社では、管理すべきオペレーショナル・リスクを「リスク管理基本方針」及び「オペレーショナル・リスク管理要綱」に定めるとともに、リスク管理にあたっては個々のリスクについて発生可能性を極小化することを目的に、各種管理要綱等を制定し適切なリスク管理に努めています。

#### ○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

当社では、オペレーショナル・リスクを管理統括する統括部署を設置し、各部署のリスク管理状況について総合的に把握し、部署間調整及び改善指示等を行っています。また、経営層によって構成されるリスク管理委員会を毎月開催し、各部署の管理状況を定期的に報告するほか、重大な事案については改善方策を含め理事会に報告する態勢を整備しています。

#### ○事務リスク管理

事務リスク管理にあたっては、多種多様な事象・項目を管理する必要性に留意し、発生頻度と影響度合いを踏まえつつ、発生する可能性を極小化するため「事務リスク管理要綱」等を定め適切な管理を行っています。

#### ○システムリスク管理

情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティ基本方針」を定めるとともに、「システムリスク管理要綱」等を整備し、システムリスク管理体制の強化に努めています。また、システム等が不慮の災害や事故・犯罪、障害等により重大な損害を被り業務の遂行が果たせなくなった場合に、各種業務の中断の範囲と期間を極小化し、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための「コンティンジェンシープラン」を定め適切な管理を行っています。

#### ○その他のオペレーショナル・リスク管理

事務リスク、システムリスク以外の法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏洩等リスク、系統組織の経営リスクについては、各種管理要綱等に基づき適切な管理を行っています。

### ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○当社では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

○基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定の株式・投資証券及び外部出資勘定の株式・出資として計上されているものです。

子会社株式及び関連会社株式等の取得による時価のない株式または外部出資の管理方針等は、子会社管理規程または個別審査により適切に取得するとともに、資産自己査定実施細則等に基づき適切なリスク管理を行っています。

その他有価証券として区分される時価のある株式・投資証券についての管理方針等は、市場リスク管理の枠組みの中で適切なリスク管理を行っています。

### (1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区分	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	7,051	7,051	11,477	11,477
非上場	116,008	116,008	116,045	116,045
合計	123,059	123,059	127,522	127,522

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## (2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成25年度			平成26年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
54	23	32	72	0	—

## (3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資等の評価損益)

(単位：百万円)

平成25年度		平成26年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
2,709	8	6,142	8

## (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成25年度		平成26年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## 8. 金利リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産・負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクのことです。

当会では、「金利リスク」は「市場リスク管理」の中で、適切な管理を行っています。

#### ○市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、及び資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当会では、「金利リスク」を含む「市場リスク」を極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しています。このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、VaR法やBPV法によりリスク量等を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めています。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っています。具体的には、余裕金運用方針の決定については、ALMの協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクにかかる運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しています。

### ◇金利リスクの算定方法の概要

当会では市場性資産に加え、貸出金や預け金、貯金等の資産・負債の金利リスク量の算出を、分散共分散法によるVaR法(観測期間1年、信頼区間99%、保有期間1カ月)により毎月計測・評価し、ALM委員会等で金利変動に伴う損失発生可能額の把握に努めています。

## (1) 内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	9,723	7,748